

高岡市農畜水産物高付加価値化・販路拡大推進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、6次産業化の取組み、農畜水産物及び既存商品の付加価値を高める取組み又は販路拡大に係る取組みに対する支援を通じて、本市の農畜水産物の活性化に資するため、高岡市農畜水産物高付加価値化・販路拡大推進支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、高岡市補助金等交付規則（平成17年高岡市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助の対象となるものは、次の各号の要件をいずれも満たす個人、法人又は農業団体とする。

- (1) 市内において自ら米、野菜若しくは果樹の生産、畜産又は水産を営むもの。
- (2) 自ら生産する農畜水産物若しくはその加工品を販売するもの又はこれから販売を行うもの。
- (3) 市内に住所を有する個人、市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は農業団体であって市税の滞納がないもの。
- (4) 申請する年度の同一年度内にこの要綱及び類似事業による補助金等の交付を受けていないもの。

(補助金交付の対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 生産物高付加価値化事業
農畜水産物の生産者が行う加工製品の開発（試作品）又は既存商品の付加価値を高める取組
- (2) 販路拡大推進事業
農畜水産物の生産者が行う農畜水産物又はその加工品の販路拡大に資する取組

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、高岡市農畜水産物高付加価値化・販路拡大推進支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に高岡市農畜水産物高付加価値化・販路拡大推進支援事業実施計画書（様式第2号。以下「実施計画書」という。）を添えて市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金

を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をするものとする。

(決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、高岡市農畜水産物高付加価値化・販路拡大推進支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(事業の推進)

第8条 前条の補助金の交付決定通知を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、実施計画書に記載する事業を適切に推進しなければならない。

(補助対象事業の変更に係る承認の申請等)

第9条 補助事業者は、補助対象事業の内容若しくは補助対象事業に要する経費の配分を変更し、又は補助対象事業を中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ当該変更に係る高岡市農畜水産物高付加価値化・販路拡大推進支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)に高岡市農畜水産物高付加価値化・販路拡大推進支援事業変更計画書(様式第2号)及び市長が必要と認める書類を添えて市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

(軽微な変更)

第10条 前条ただし書きの規定による軽微な変更とは、事業費の20パーセント以上の変更をする場合をいう。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して20日を経過する日又は事業採択年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第13条に基づき、高岡市農畜水産物高付加価値化・販路拡大推進支援事業実績報告書(様式5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合、その内容を審査し、又は必要に応じて行う現地調査等の結果、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、高岡市農畜水産物高付加価値化・販路拡大推進支援事業補助金確定通知書(様式第6号)により、補助金の額を通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、高岡市農畜水産物高付加価値化・販路拡大推進支援事業補助金請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず第7条の規定による通知に係る金額の範囲内で、補助事業者の請求に基づき、概算払により補助金を交付することができる。

3 前項の概算払を受けようとする補助事業者は、高岡市農畜水産物高付加価値化・販路拡大推進支援事業補助金概算払請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、概算払を行った補助金について、前条の規定により確定した補助金の額をもって当該補助金の精算を行い、不足があるときはその請求及び交付については第1項及び次条の規定を準用し、過払いがあるときは速やかにその額を戻入させるものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条第1項及び第3項の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、

適当であると認めるときは、当該請求書を受けた日から起算して 30 日以内に補助事業者に当該請求額を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、規則第 17 条に基づき、補助対象事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、第 12 条の規定による補助金の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、第 12 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備等)

第17条 補助事業者は、補助対象事業の施行状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類（市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。）を整備し、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から 5 年間これを保管しなければならない。

(報告、検査及び指示)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の施行上必要な指示をし、又は前条の帳簿その他関係書類について検査をすることができる。

(補助金の流用の禁止)

第19条 補助事業者は、交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和 6 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に補助金の交付決定を受けたものにかかる規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度分の補助金から適用する。

別表（第4条関係）

（1）生産物高付加価値化事業

項目	対象となる経費	対象とならない経費	補助金額
加工材料費	○ 加工に係る原材料費	○ 自らの生産物の生産に係る費用 ○ 既存商品に使用する原材料費	補助対象経費の1/2 (上限 200,000 円)
加工委託費	○ 自らの生産物を使用した加工品に係る加工委託費	○ 既存商品に係る加工委託費	
加工機械整備費	○ 加工に係る機械の購入費用	○ 加工に係る機械のレンタル費用、リース費用	
袋、瓶等のパッケージ費	○ 新たな商品のデザイン費、パッケージ等を変更する既存商品の包装に係る経費、デザイン費	○ 既存の包装に係る経費	
旅費（先進地視察）	○ 先進地視察に係る交通費	○ 宿泊費、飲食費	
アドバイザー派遣に要する経費	○ 加工品の開発、デザイン等アドバイザー派遣に要する経費		
GAP の認証取得経費	○ 審査費用	○ 審査員の旅費	

（2）販路拡大推進事業

項目	対象となる経費	対象とならない経費	補助金額
販路拡大を目的とする販促物の製作費	○ 新しく制作する販促物（パンフレット、チラシ、のぼり等）の制作費、デザイン費	○ 既存の販促物に係る費用	補助対象経費の1/2 (上限 300,000 円)
自ら運営するホームページ等の制作費、改修費	○ 農畜水産物を取扱うECサイトやPRに係るホームページ等の制作費や改修費	○ パソコンやタブレット等電子機器の資材費 ○ 既存サービスへの出展料、利用料	
旅費（商談会等）	○ 商談会等の会場までの航空、船舶、鉄道の運賃	○ 対象経費以外の交通費、宿泊費	
その他販路拡大に要する経費	○ 市長が適当と認めるもの		

※同一年度内に（1）と（2）の事業を併せて申請することは不可とする。